

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件名 宮崎空港誘導路中心線灯改良その他工事外5件実施設計

開札年月日 平成29年11月9日（落札決定日 平成29年11月9日）

入札執行官署 大阪航空局

落札金額 ￥7,884,000 -

落札者 株式会社総合設備コンサルタント

予定価格 ￥7,896,440 -

積算額 ￥7,896,440 - 入札書比較価格（予定価格の100/108） ￥7,311,519 -

第1回見積成立

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘要
	入札金額	入札金額	
株式会社総合設備コンサルタント	7,900,000	7,500,000	
株式会社施設工学研究所	7,980,000	7,560,000	
株式会社ムラシマ事務所	30,000,000	7,700,000	
株式会社伸和総合設計	8,200,000	7,700,000	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。  
※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

上記内容について相違ないことを証明する。  
平成29年11月9日

支出負担行為担当官 大阪航空局長 干山 善幸

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式） 「見積徴取の経過」

件 名 宮崎空港誘導路中心線灯改良その他工事外 5 件実施設計

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	第 1 回見積徴取		摘 要
	見積金額		
株式会社総合設備コンサルタント	7,300,000		成立
株式会社ムラシマ事務所	7,300,000		
株式会社施設工学研究所	7,400,000		

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第 9 9 条の 2 に規定する随意契約手続きに移行することとし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することにした。

※見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

※見積合わせの結果、予定価格を下回った見積書記載最低金額が、同価となったため、電子くじにて抽選をおこない、落札者を決定した。

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件名 宮崎空港誘導路中心線灯改良その他工事外5件実施設計

開札年月日 平成29年11月9日（落札決定日 平成29年11月9日）

入札執行官署 大阪航空局

落札金額 ￥7,884,000-

落札者 株式会社総合設備コンサルタント

予定価格 ￥7,896,440-

積算額 ￥7,896,440- 入札書比較価格（予定価格の100/108） ￥7,311,519-

第1回見積成立

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘要
	入札金額	入札金額	
株式会社総合設備コンサルタント	7,900,000	7,500,000	
株式会社施設工学研究所	7,980,000	7,560,000	
株式会社ムラシマ事務所	30,000,000	7,700,000	
株式会社伸和総合設計	8,200,000	7,700,000	

※入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。  
※予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
※落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

上記内容について相違ないことを証明する。  
平成29年11月9日

支出負担行為担当官 大阪航空局長 干山 善幸

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式） 「見積徴取の経過」

件 名 宮崎空港誘導路中心線灯改良その他工事外 5 件実施設計

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	第 1 回見積徴取		摘 要
	見積金額		
株式会社総合設備コンサルタント	7,300,000		成立
株式会社ムラシマ事務所	7,300,000		
株式会社施設工学研究所	7,400,000		

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第 9 9 条の 2 に規定する随意契約手続きに移行することとし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することにした。

※見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

※見積合わせの結果、予定価格を下回った見積書記載最低金額が、同価となったため、電子くじにて抽選をおこない、落札者を決定した。